

### 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う追加条項

(消費税及び地方消費税の税率の改正に係る契約の前金払の特則)

第 51 条 平成 31 年 10 月 1 日 (以下「施行日」という。) の前日までに請求を受けた前金払については、第 34 条中「業務委託料の」とあるのは「業務委託料 (当該業務委託料に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。) の」として同条を適用する。

(消費税及び地方消費税の税率改正に係る契約の部分払の特則)

第 52 条 施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の算定については、第 36 条の 2 第 1 項及び第 5 項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額 (施行日の前日までに行う第 36 条の 2 第 6 項の規定による部分払の請求にあつては、当該業務委託料相当額に 110 分の 2 を乗じて得た額除く。)」と、同条第 5 項中「業務委託料」とあるのは「業務委託料 (当該業務委託料に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。)」としてこれらの規定を適用する。

2 第 36 条の 2 第 6 項の規定により部分払の支払があつた後、施行日の前日までに再度部分払の請求をする場合においては、同条第 7 項の規定にかかわらず、同条第 1 項及び第 5 項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額 (施行日の前日までに行う第 36 条の 2 第 6 項の規定による部分払の請求にあつては、当該控除後の額に 110 分の 2 を乗じて得た額を除く。)」と、同条第 7 項中「再度部分払」とあるのは「施行日の前日までに再度部分払」としてこれらの規定を適用する。